

第4章 安心・安全で潤いのある生活環境のまち

1 水道の安定供給と施設の整備

現状と課題

本市の上水道、簡易水道等の水道普及率は、人口の比率からみると角館地区68.9%、田沢湖地区59.3%、西木地区98.9%、市全体では70.6%となっており、29.4%が未普及地域となっています。

市民が等しく快適で安全な生活を送るうえで、もっとも基本的な施設である水道施設が全市民に行き渡ることが望ましいため、水道の未普及地域を解消することが課題となっています。

未普及地域は、農村地域であり、近年、地下水の枯渇や水質汚濁が問題視されていることから、地域の意向等を踏まえつつ、事業の具体化を図り早急に整備に着手する必要があります。特に、神代地域は生活用水に困窮しているため水道施設を必要としており、地域住民の要望も高いことから早急に整備する必要があります。

また、生活用水については、水道関連法令における水質管理基準が一層強化されており、水質管理の徹底による安全対策上、既存施設の改修、更新等の整備を図る必要があります。



主要施策

項 目	内 容
水 道 施 設 の 整 備	・ 神代、中川、雲沢、白岩地域の水道未普及地域に水道施設を整備し、市民皆水道を実現します。
施 設 の 維 持 管 理	・ 安定的に安心して飲める良質な水を供給するため、浄水場施設の改修、石綿セメント管や老朽管の更新を行うなど施設の維持管理を計画的に進めます。
経 営 の 健 全 化	・ 使用料の見直しや水道加入の促進、経営の合理化・効率化を図り、健全な事業運営をめざします。

主要事業

- ・ 水道未普及地域解消事業
- ・ 老朽管更新事業
- ・ 老朽施設新設事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
水 道 普 及 率	70.6%	84.0%	92.0%
水 道 加 入 率	55.6%	80.0%	85.0%

※ 水道普及率：整備区域内人口÷住民基本台帳人口

水道加入率：加入者人口÷住民基本台帳人口

現状と課題

下水道等の生活排水処理施設は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び循環型社会の構築には不可欠な社会資本です。本市では公共下水道、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道と併せ、集落排水、合併処理浄化槽などの各種処理システムを導入しながら生活排水処理対策を進めてきました。

公共下水道は、田沢湖地区で昭和61年に、流域関連公共下水道は、角館地区で平成6年に市街地の一部を供用開始し、その後計画的な整備が進められ、平成17年度末の本市における公共下水道の計画区域面積は838.0ha、その内517.0haが事業認可区域で382.4haが整備済みです。今後、平成21年度の認可区域の整備完了をめざし、さらに認可区域の拡大を図りながら平成27年度の計画区域の整備完了に向けて事業の展開を図ります。また、地域住民の理解を得ながら加入を促進し、水洗化率の向上を図る必要があります。

特定環境保全公共下水道は、平成4年から一部供用開始し、計画区域面積44haの内、平成10年までに41.1haの整備を終えており、今後は周辺の開発動向等に合わせ事業を進めていく必要があります。

集落排水事業は、既存施設の適切な維持管理はもちろんのこと、田沢地域の農業集落排水事業の進捗を見極めながら神代地域への事業導入についても進めていきます。なお、既存の集落排水事業への加入率は依然低迷していることから事業への加入促進が課題となっています。

浄化槽整備事業は、浄化槽設置整備事業で460基余り、浄化槽市町村整備推進事業で300基余りの整備を進めてきましたが、今後も年間70基程度の整備促進を図ります。

このように、各種事業制度を活用しながら、地域の特性に適した経済的かつ効率的な処理方式を選択し、生活排水処理対策を進めるとともに、「秋田県下水道等整備構想」、「秋田県生活排水処理整備構想」に適応した、本市の将来に向けた下水道整備計画の策定を進める必要があります。

主要施策

項 目	内 容
下水道整備 計画の策定	・生活排水処理施設の整備促進を図るため、地域の特性や効率性を考慮した下水道整備計画を策定します。
公共下水道の 整備	・事業認可区域の計画的な整備を推進するとともに、事業認可区域の拡大を図ります。
集落排水の整備	・現在進めている田沢地区農業集落排水事業の事業完了後、神代地域の事業に着手します。
浄化槽の整備	・公共下水道、集落排水事業等計画区域外の集合処理に適さない地域での、短期間で効率的な整備が可能な汚水処理施設として整備を進めます。
施設の維持管理	・老朽化した施設、機器等を計画的に更新するなど、効率的で経済的な維持管理を行います。
加入促進と 経営の健全化	・加入促進のために水洗化資金制度の活用をPRする等、各種啓蒙を行い、水洗化率の向上を図ります。 ・使用料の見直しや経営の合理化・効率化を図り、健全な事業運営をめざします。

主要事業

- ・公共下水道整備事業
- ・流域関連公共下水道整備事業
- ・農業集落排水事業
- ・浄化槽設置整備事業
- ・下水道整備計画策定事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
下水道整備率（公共・特環・流域）	48%	64%	100%
水洗化率（下水道・集排）	55%	64%	74%
普及率（下水道・集排・浄化槽）	58%	65%	72%

※ 下水道整備率：整備面積÷全体計画面積
 水洗化率：水洗化人口÷処理可能人口
 普及率：処理可能人口÷住民基本台帳人口

現状と課題

本市の市営住宅は、現在11団地で管理戸数は305戸となっています。このうち昭和50年以前に建設された角館地区の玉川住宅、田中住宅、田沢湖地区の武蔵野団地の57戸が耐用年数を超えています。耐用年数からみても建て替えの必要性の高い住宅が、全体の40%を占めており住宅の老朽化がうかがえます。

市営住宅は、市民の居住の安定と生活水準の向上を図る上で重要な施設であり、住宅の困窮低所得者等にとっては不可欠なものになっています。

若者の定住促進には雇用の場の確保と併せて住環境の整備が重要であり、子育て世帯にも配慮した定住促進団地等の整備について検討する必要があります。また、高齢者に対するバリアフリー化や克雪に配慮した住宅の供給についても検討が必要です。

このほか、耐震性、耐久性の他に冷暖房に係るエネルギー使用の合理化が図られるように適正な性能水準を満たし、安全で安心して暮らせる居住環境の確保が求められています。

主要施策

項 目	内 容
住 宅 建 設 の 促 進	・市民に優良な住宅を提供するため、バリアフリー化や断熱性、気密性等の適正な性能基準を満たした新規住宅の建設を推進します。 ・耐用年限を経過している住宅は、建替や除去等による整備を進め、居住環境の向上を図ります。 ・若者定住や子育て世帯等のための定住促進団地等の整備の検討を行います。
既 存 住 宅 の 機 能 向 上	・昭和56年以前に建設された住宅の耐震診断を行い、適切な措置を講じます。 ・防災警報器を年次計画により順次設置し、入居者が安全に安心して暮らせるよう環境の整備を図ります。
住 宅 の 維 持 管 理	・入居者が快適に生活できるよう必要な住宅の改修、補修を行います。

主要事業

- ・公営住宅建設事業
- ・公営住宅建替事業
- ・住宅耐震診断事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
住 宅 管 理 戸 数	305戸	294戸	318戸
住 宅 耐 震 診 断 実 施 率	0%	100%	100%

※ 住宅管理戸数の5年後の目標は、取り壊しがあるため現在より数値が低くなっています



現状と課題

本市には、都市公園8箇所、河川公園2箇所、農村公園13箇所、森林公園3箇所のほか、縄文の森交流広場などさまざまな公園、緑地等があります。

公園の緑とオープンスペースは、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点になっています。

また、公園は防災機能上においても大きな役割を担っており、地震災害時における周辺地区からの避難地や救援物資の輸送の拠点としての機能、地球環境問題やヒートアイランド現象の緩和等、多岐多様な機能が求められています。

緑豊かな空間をつくりあげるためには、既存の公園緑地を適切に維持管理していくとともに、効率的な整備等を推進し、緑豊かな美しい景観の魅力あふれたオープンスペースの確保が必要です。

特に、角館地区の市街地には現在都市公園の整備を進めているところですが、この地域には、子どもの遊び場となるような身近な公園が少なく、地域の要望も高いことから公園の整備を検討する必要があります。

主要施策

項 目	内 容
公 園 の 建 設	・角館地区の駅東に公園、広場を整備し、地域の活性化、快適な生活環境の確保を推進します。 ・地域の特長を活かした公園や住民の身近な公園の整備を検討します。
都 市 公 園 の 管 理 と 利 用 促 進	・市民の憩いの場、レクリエーション活動等の場として、市民が快適で楽しく利用できるようきめ細やかな管理をします。
河 川 公 園 の 管 理 と 利 用 促 進	・散策路、魚釣りの場等、川の豊かな自然を活かした施設の機能を十分活用できる公園として管理をします。
森 林 公 園 の 管 理 と 利 用 促 進	・キャンプ場、宿泊施設などの利用を促進し、観光客の誘客を図るなど、都市等との地域間交流活動の場として、利用の促進を図ります。
農 村 公 園 の 管 理 と 利 用 促 進	・地元に着した公園として、地域住民の保健、休養の場、さらには都市と農村との交流の場としての管理、利用促進を図ります。

用語解説

【オープンスペース】

都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間の総称

【ヒートアイランド現象】

都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調、比熱の大きいアスファルトによる熱吸収などにより温度が上がってしまう現象

主要事業

- ・公園整備事業
- ・公園維持管理事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
公 園 数	26箇所	27箇所	27箇所
市民一人当たり公園面積	24.0	25.6	26.0



現状と課題

家庭から出される一般廃棄物の内、中間処理施設である環境保全センターでは可燃ごみ、粗大ごみが処理されており、資源ごみとして出されるペットボトルや空缶等は、選別処理のうえ再生利用されています。

一方、一般廃棄物として出される不燃ごみは、市内3箇所にある最終処分場で埋立て処理されています。平成16年度の一般廃棄物の総排出量は、12,735 tで、このうち再利用された総資源化量は、1,405 t、リサイクル率は11.0%となっています。これは、県平均値21.1%（H 15年実績）に比べ10.1ポイントも低くなっています。

今後は、生活様式や食生活の多様化などから、人口が減少している中で、排出されるごみの種類、排出量とも増加していくものと思われます。こうした中、排出量の減少はもちろんのこと、再生利用に関しても目標を定め循環型社会の形成に取り組んでいく必要があります。

また、し尿収集量は、下水道等の普及に伴い漸次減少してきていますが、し尿収集対象戸数はまだ相当数に上ります。し尿処理施設は、耐用年数を過ぎ老朽化しているため、平成18年度から汚泥再生処理センターの整備を進めており、計画どおりの完成をめざしています。

主要施策

項 目	内 容
ごみの減量化・再資源化	・資源循環型社会形成に向けごみのリサイクルを推進します。 ・市民や団体への環境教育、普及啓発活動を行う等、市民意識の高揚を図ります。 ・買い物袋、かごの持参や過剰包装の抑制を促進し、不用品交換会・バザー・フリーマーケットなどの自主的なイベントの開催を推進します。
汚 泥 再 生 処 理 セ ン ター の 建 設	・汚泥再生処理センターの建設推進と現在のし尿処理施設の解体を行います。
処理施設の維持管理と機能向上	・廃棄物の処理が滞ることのないよう常時点検を行い、老朽箇所の修繕等には速やか、適切に対処します。 ・容器リサイクル法に基づく、容器包装ごみの処理に対応できるよう努めます。

用語解説

【循環型社会】

廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

主要事業

- ・汚泥再生処理センター建設事業
- ・一般廃棄物最終処分場、ごみ処理施設、し尿処理場維持管理事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
一 般 廃 棄 物 総 排 出 量	12,735 t	12,182 t	12,075 t
一 般 廃 棄 物 再 資 源 化 率	11%	13%	19%



現状と課題

本市の都市計画区域は、角館地区(1,253ha)と田沢湖地区(6,680ha)の地域を隔てた2区域があります。都市計画街路決定路線は、角館地区15路線で整備率47%、田沢湖地区10路線で整備率82.4%となっていますが、長期間未着工の路線も多く、街路網の見直しや地域間の整合性を図るため都市計画マスタープランの早急な策定が必要です。

角館地区のまちづくり交付金事業については、「歴史的資源を生かした高質空間形成と、新たな玄関口の創出で来訪者の増加による中心市街地活性化」の目標におけ事業の推進を図る必要があります。

また、土地の利用については、地域の特性を活かし、自然環境の保全等に配慮しながら、総合的、計画的に行う必要があります。

主要施策

項 目	内 容
都市計画マスタープランの策定	・新たな都市計画施策を推進するため、角館地区と田沢湖地区の都市計画マスタープランを基に見直しを行い、仙北市都市計画マスタープランを策定します。
都市計画事業の推進	・現在整備を進めている街路事業、まちづくり交付金事業は、計画どおりに事業完了することをめざし、未整備事業(区間)については、実施に向けた調査、検討を行います。 ・新計画策定後は計画に従い、順次整備を進めます。
土地利用計画の策定	・計画的な土地利用を推進するため、市の特性を活かした土地利用計画を策定します。

主要事業

- ・都市計画マスタープラン策定事業
- ・都市計画街路整備事業
- ・まちづくり交付金事業
- ・土地利用計画の策定

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
都市計画道路整備率	59%	80%	81%

現状と課題

消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害等多数の団員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防ぎよなどのほか、山の幸を求める入山者等の遭難事故も多く、遭難捜索にも出動している状況であり、地域住民の生命や財産を守るための重要な役割を担っています。

現在、消防団は連合組織として、角館消防団（8分団・254人）、田沢湖消防団（9分団・273人）、西木消防団（7分団・119人）で構成されていますが、平成20年4月に仙北市消防団として組織を再編する方向で進めている関係から、常備消防である大曲仙北広域市町村圏組合角館消防署、田沢湖分署、西木分署との連携を図り、火災や災害などの有事に備える体制づくりも必要になっています。

一方、近年の社会経済情勢の変化を受けて、団員数の減少、サラリーマン団員の増加等の課題に直面しており、組織の再編と併せ、組織の充実強化と適正規模の活力ある消防団の整備が課題になっています。

また、消防団組織とは別に、地域ぐるみでの防災力向上が近年の災害等の例から重要になっており、地域にある様々な組織やボランティア団体等が多面的に防災面で対応力を持つことが望まれています。

主要施策

項 目	内 容
市 消 防 団 の 組 織 強 化	- 平成20年4月に現在の連合組織を再編し、組織の強化を図ります。 - 消防団の役割の重要性についての広報活動を展開し、消防団員の確保と消防団の充実を図ります。
自主防災組織づくりへの支援	地域、事業所や団体等による自主防災組織づくりを支援し、消防団、関係機関との防災支援ネットワークを構築します。
地域に密着した防災広報活動	一人ぐらしの高齢者宅への防火訪問など、地域に密着した防災活動に取り組みます。
消 防 ・ 防 災 設 備 の 整 備	- これまでの行政の枠組みを超えた、より広域的な観点から消防団を再編成し、迅速で効率的な防災活動に努めます。 - 防火水槽、消火栓等を整備します。
常備消防、救急体制の充実	- 市民の生活行動圏の広域化に伴う地域内のネットワーク化と広域消防署との連携体制を構築します。 - 緊急車両の整備促進を図ります。

主要事業

- ・ 自主防災組織活動支援事業
- ・ 消防防災施設整備事業
- ・ 消防・防災に対する広報活動事業
- ・ 大規模災害広域支援ネットワーク事業
- ・ 緊急車両整備事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
消 防 団 員 数	646人	650人	650人



現状と課題

活火山を有する本市では、火山などの地域固有の防災問題に対し、市民が普段から防災に対する知識を蓄え、いざというときの対応力を身につけておくことが重要になっており、平成18年6月田沢湖高原に整備された「火山防災ステーション」の完成を機会に、既に策定されている「ハザードマップ」なども含めた防災に対する情報を広く市民へ発信する必要があります。

一方、このような地震なども含めた自然の猛威を阻止することは極めて不可能であることから、市民の生命、財産に危害を与える自然災害や農産物等の生産に影響を及ぼす異常事態に迅速に対応し、災害時における被災者の生活の安定を図り、日常生活必需品の供給を迅速に行うため、県内外の自治体との「災害時における相互援助協定」を締結しているほか、市内各所に公的備蓄を進めていますが、市民に対しては非常時に備えて3日分の水及び食料の確保に努めていただくなど、被害を最小限に抑えるため、行政機関や市民が連携し組織的に行動ができる体制の整備が必要になっています。

また、本市は県内でも有数の豪雪地帯であり、毎年、道路の通行止め区間が各所で発生するほか、農業用施設の倒壊・水路への投雪による下流の住宅・田畑への浸水が見られるなど、市民生活の安全を確保するうえで、雪害対策が重要になっています。

雪害は、雪が降っている時（風雪害、着雪害）、降り積もった後（積雪害、雪圧害）、さらに融ける時（融雪害）とさまざまな場合に発生するほか、除雪作業時の事故なども多発していることから、道路交通の確保、交通安全対策、火災予防、農林業対策などの災害対策と併せ、独居老人など弱者へも配慮したきめ細かな対策が必要になっています。

このほか、秋季の台風や梅雨前線等の豪雨による道路や河川の決壊、住宅への浸水被害、農地や農林業施設の被害については、その復旧を行うなど暴風雨災害に対処していますが、近年の自然災害が大惨事に至っていることなどを踏まえ、引き続き国や県に要望しながら、危険箇所の整備を進める必要があります。

用語解説

【ハザードマップ】

自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難経路、避難場所などを図示したもの

主要施策

項 目	内 容
地 域 防 災 計 画 の 策 定	・地域の防災に対する認識を深める地域防災計画を策定します。 ・市民の生命財産に危害を与える災害に迅速に対応するための市民への情報伝達体制を整備します。
独居老人・要援護世帯への除排雪支援活動	・社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、雪害弱者への支援活動を行います。
生活関連物資の備蓄	・災害時における生活必需品の供給を迅速に行う、公的備蓄品の確保を推進します。
自主防災組織の育成	・自主防災組織の連携や学校を通じての防災知識の普及などの防災教育を推進します。
河川整備・土砂災害対策	・災害に強い河川、市土をつくるため、河川の整備、土砂災害防止事業の促進を図ります。

主要事業

- ・災害緊急体制及び防災体制確立事業
- ・広域消防との連携構築事業
- ・防災意識、知識の普及啓発事業
- ・災害時生活関連物資救助用資材等備蓄事業
- ・河川整備事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
自 主 防 災 組 織 整 備 率	20.3%	25.0%	30.0%

現状と課題

本市の交通事故発生状況は、件数、死者、傷者ともに減少傾向にありますが、県内の交通事故発生状況をみると、死者数は減少傾向にあるものの、交通事故件数が依然高い数値で推移しています。特に、65歳以上の高齢者が死者数の6割を超えているなど、高齢者の事故防止対策が引き続き重要な課題となっています。

こうしたことから、高速大量交通時代への対応や交通弱者対策は急務となっており、市交通安全対策協議会を中心に交通指導隊や交通安全協会、交通安全母の会など関係機関・団体と連携を深め、継続した粘り強い交通安全運動を展開し事故防止に努めていく必要があります。

主要施策

項 目	内 容
交通安全教育の推進	・「家庭」から交通安全・事故防止を呼びかける運動を推進します。 ・子どもたちへ歩行者としての安全な行動、自転車の安全な利用を家庭、学校と連携し行事や街頭指導を通じ啓発します。 ・飲酒運転・無謀運転の追放、シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底を職場を通じ呼びかけます。 ・老人クラブを通じた高齢者同士の相互啓発による意識の高揚を図り、加入していない高齢者も含めての交通安全教育を推進します。
交通安全運動の推進	・市民総参加による交通事故防止を図る季別の交通安全運動を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。 ・飲酒運転の徹底追放を図る「三ない運動」を推進します。
交通安全組織の育成と強化	・交通安全運動の一層の効果を上げるため、交通指導隊、交通安全母の会、交通安全協会等の各種交通安全組織の育成強化を図ります。 ・季別及び通年運動を通じ、市民の交通安全に対する自主活動を支援します。

主要事業

- ・交通安全運動推進事業
- ・交通安全施設整備事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
交通事故発生件数	120件	100件	80件

現状と課題

振り込め詐欺や誘拐など、子どもや高齢者を狙った凶悪な犯罪が全国的に急増してきており、社会的な現象となっています。

こうした状況の中、本市では防犯ボランティア団体が「地域の子どもは地域で守る」ことを目的に「地域安全・安心まちづくり運動」を積極的に推進していますが、地域によっては、活動に温度差が見受けられるなど、市全体がひとつになった運動の展開には至っていない状況です。

地域から犯罪をなくし、また未然に防ぐ「安心・安全なまちづくり」の実現のために、一人ひとりが地域に関心を持ち、住民が互いに協力し合うという意識の高揚が求められており、また、少子高齢化、核家族化がさらに進む傾向にある本市においては、地域防犯ボランティア組織などの自主防犯組織の育成が急務になっています。

主要施策

項 目	内 容
地域防犯ボランティア等の組織育成	・自主防犯組織を育成し、学校・地域などとの連携による防犯活動を行います。
地域安全運動の展開	・地域住民の防犯に対する意識の高揚を図り、地域ぐるみでの地域安全運動を展開します。
青少年の健全育成	・青少年を犯罪から未然に防ぐため、家庭、学校、職場、地域、各種団体の協力体制をつくります。
防犯施設等の整備	・防犯灯の整備を進めます。
犯罪を未然に防ぐ情報の提供	・犯罪を未然に防ぐための市民への情報提供に努めます。
消費者相談窓口の設置	・気軽に相談できる消費者相談窓口を設置します。

主要事業

- ・防犯ネットワーク化事業
- ・防犯灯設置事業

成果の指標

項 目	現 在	5年後の目標 (22年度)	10年後の目標 (27年度)
自主防犯組織の組織率	38.2%	45.0%	50.0%
防犯灯設置数	2,166基	2,241基	2,316基